

## 大分県私立高等学校等就学支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、大分県私立高等学校等就学支援金支給要領（旧制度）（平成22年4月1日伺定。）、大分県私立高等学校等就学支援金支給要領（平成26年4月1日伺定。）及び大分県私立高等学校等就学支援金（学び直しへの支援）支給要領（平成26年4月1日伺定。）に基づき、私立高等学校等に在学する生徒等に対し、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）を支給するものとし、その支給については、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）、同法施行令（平成22年政令第112号。）、同法施行規則（平成22年文部科学省令第13号。）及び大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助金の額)

第2条 補助金は予算の範囲内で交付するものとし、その額は別に定めるところによる。

### (補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による申請は、受給権者から支給に必要な事務手続を委任された学校設置者が行うものとし、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 交付申請額内訳書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

### (補助条件)

第4条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てること。
- (2) 補助事業の内容を変更する場合は、補助事業変更承認申請書（第4号様式）に次に掲げる書類を添付のうえ知事に提出し、その承認を受けること。
  - (i) 変更交付申請額内訳書（第5号様式）
  - (ii) 変更収支予算書（第6号様式）
  - (iii) その他知事が必要と認める書類
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の

帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

(5) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(補助金の交付決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第7号様式）により行うものとする。

(補助金の交付方法)

第6条 この補助金は、概算払の方法により交付する。

(補助金の交付請求)

第7条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（第9号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 交付実績額内訳書（第10号様式）

(2) 収支精算書（第11号様式）

(3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第9条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書（第12号様式）により行うものとする。

(書類の提出部数等)

第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年度の予算に係る大分県私立高等学校等就学支援事業費補助金から適用する。

(扶養控除見直しに伴う加算基準変更に係る1.5倍加算の特例措置)

2 知事が別に定めるところによる平成24年7月分から平成25年6月分までの特例

措置の支給に必要な事務手続については、第3条から第10条の規定を準用する。

3 この附則第2項の規定は、平成24年11月1日から施行し、平成24年7月分の支給から適用する。

附則

改正後の要綱は、平成26年度の予算に係る大分県私立高等学校等就学支援事業費補助金から適用する。

第1号様式（第3条関係）

年度大分県私立高等学校等就学支援事業費補助金交付申請書

第 年 月 日  
号

大分県知事 殿

住所  
氏名 印

年度において、下記のとおり大分県私立高等学校等就学支援事業を実施したいので、  
補助金 円を交付されるよう、大分県私立高等学校等就学支援事業費補助金  
交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業完了予定年月日 年 月 日
- 3 添付書類
  - (1) 交付申請額内訳書（第2号様式）
  - (2) 収支予算書（第3号様式）
  - (3) その他知事が必要と認める書類

交 付 申 請 額 内 訳 書

学 校 名														(単位：人、円)	交 付 申 請 額	備 考
授業料月額																
支給限度額																
区 分	高等学校等就学支援事業費補助金の基礎となる生徒数等													延べ 人数		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
加算なし																
加 算 分	2.5倍															
	2倍															
	1.5倍															
合 計																

※学年や学科で授業料が異なる場合は、授業料ごとに別表とすること。

※1単位あたりの授業料を設定する場合は、授業料月額の欄を授業料額／単位に、支給限度額の欄を支給限度額／単位にすること。

第3号様式（第3条関係）

収 支 予 算 書

1 収入

(単位：円)

項 目	予 算 額	備 考
県費補助金		
計		

2 支出

(単位：円)

項 目	予 算 額	備 考
計		

第4号様式（第4条関係）

年度大分県私立高等学校等就学支援事業変更承認申請書

第 年 月 日  
年 月 日

大分県知事 殿

住所  
氏名 印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県私立高等学校等就学支援事業について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、大分県私立高等学校等就学支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業完了予定年月日 年 月 日
- 3 添付書類
  - (1) 変更交付申請額内訳書（第5号様式）
  - (2) 変更収支予算書（第6号様式）
  - (3) その他知事が必要と認める書類

変更交付申請額内訳書

学校名														(単位：人、円)			
授業料月額																	
支給限度額																	
区分	高等学校等就学支援事業費補助金の基礎となる生徒数等													変更交付 申請額	既 交 付 決 定 額	差 額	備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	延べ 人数				
加算なし																	
加算分	2.5倍																
	2倍																
	1.5倍																
合 計	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/					

※学年や学科で授業料が異なる場合は、授業料ごとに別表とすること。

※1単位あたりの授業料を設定する場合は、授業料月額の欄を授業料額/単位に、支給限度額の欄を支給限度額/単位にすること。



第6号様式（第4条関係）

変 更 収 支 予 算 書

1 収入

（単位：円）

項 目	変更後予算額	変更前予算額	増 減	備 考
県費補助金				
計				

2 支出

（単位：円）

項 目	変更後予算額	変更前予算額	増 減	備 考
計				

第7号様式（第5条関係）

年度大分県私立高等学校等就学支援事業費補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

大分県知事

印

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった 年度大分県私立高等学校等就学支援事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県私立高等学校等就学支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

- |   |           |   |   |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 補助対象経費    | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 補助条件      |   |   |
- (1) 受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てること。
  - (2) 補助事業の内容を変更する場合は、補助事業変更承認申請書（第4号様式）に次に掲げる書類を添付のうえ知事に提出し、その承認を受けること。
    - (i) 変更交付申請額内訳書（第5号様式）
    - (ii) 変更収支予算書（第6号様式）
    - (iii) その他知事が必要と認める書類
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
  - (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
  - (5) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（備考）

要綱第4条の規定による補助事業変更承認申請書（第4号様式）に基づき変更交付決定をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、記の1及び2については、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第8号様式（第7条関係）

年度大分県私立高等学校等就学支援事業費補助金交付請求書

第 年 月 日  
第 年 月 日

大分県知事 殿

住所  
氏名 印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県  
私立高等学校等就学支援事業費補助金 円を概算払の方法により交付されるよ  
う、大分県私立高等学校等就学支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により請求します。

記

補助金交付 決定額	既受領額	今回請求額	残 額	事業完了予定 (完了)年月日	備 考
円	円	円	円		

(1)  
受

振込先金融機関	銀 行 信用組合 金 庫 店
ふ り が な 口 座 名 義	
口 座 番 号	種 別 普通 ・ 当座 番 号

年度大分県私立高等学校等就学支援事業実績報告書

第 年 月 日

大分県知事 殿

住所  
氏名 印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県私立高等学校等就学支援事業について、下記のとおり実施したので、大分県私立高等学校等就学支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の効果
- 2 事業完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類
  - (1) 受
  - (2) 収支精算書（第11号様式）
  - (3) その他知事が必要と認める書類

交付実績額内訳書

学校名															
授業料月額															
支給限度額															(単位：人、円)
区分	高等学校等就学支援事業費補助金の基礎となる生徒数等													交付実績額	備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	延べ人数		
加算なし															
加算分	2.5倍														
	2倍														
	1.5倍														
合計															

※学年や学科で授業料が異なる場合は、授業料ごとに別表とすること。

※1単位あたりの授業料を設定する場合は、授業料月額の欄を授業料額/単位に、支給限度額の欄を支給限度額/単位にすること。

第11号様式（第8条関係）

収 支 精 算 書

1 収入

(単位：円)

項 目	精 算 額	予 算 額	増 減	備 考
県費補助金				
計				

2 支出

(単位：円)

項 目	精 算 額	予 算 額	増 減	備 考
計				